

- 問 1 : なぜ、このような一覧を送付するのでしょうか。
- 問 2 : 昨年の「マイナンバー等確認リスト」を返送したにもかかわらず、今回の「未収録者一覧」が届いたのはなぜですか。
- 問 3 : 「未収録者一覧」の対象者はどのような者なのでしょうか。
- 問 4 : 被扶養配偶者の収録状況も確認したいがどうすればよいですか。
- 問 5 : 「未収録者一覧」に記載されているのは、一部の従業員のみとなりますが、他の従業員はなぜ記載されていないのでしょうか。
- 問 6 : 「未収録者一覧」に記載されている従業員は既に退職していますが、事業主が退職者の「個人番号等登録届」を提出する必要があるのでしょうか。
- 問 7 : 「未収録者一覧」に記載されている被保険者氏名（生年月日、性別、住所が相違している場合を含む）が相違している場合はどうすればよいですか。
- 問 8 : 先月、氏名変更届（生年月日、性別、住所の変更の場合を含む）を提出したが、なぜ、「未収録者一覧」の情報が変更されていないのでしょうか。
- 問 9 : なぜ、「未収録者一覧」に記載されている文字が■（黒塗り）となっているのでしょうか。また、記載されている文字を確認するにはどうしたらよいですか。
- 問 10 : 「未収録者一覧」を紛失（き損）してしまったので、再度送付してほしい。
- 問 11 : 再送付された「個人番号未収録者リスト」の内容は「未収録者一覧」と同じですか。
- 問 12 : 対象者が多いので、電子媒体で送付してほしい。
- 問 13 : このような一覧は、今後も送付されるのでしょうか。
- 問 14 : 「個人番号等登録届」は、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、「個人番号等登録届」の提出を拒否することもできるのでしょうか。（罰則はあるのでしょうか。）。
- 問 15 : 「個人番号等登録届」を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか。
- 問 16 : 「個人番号等登録届」を提出することで、今後どのようなメリットがあるのでしょうか。
- 問 17 : 「個人番号等登録届」を提出して、情報が流出する心配はないのでしょうか。
- 問 18 : 事業主が被保険者の「個人番号等登録届」を取りまとめて年金事務所等に提出することは可能ですか。
- 問 19 : 事業主に「個人番号等登録届」の取りまとめを求める行為は、どのような権限に基づいて行っているのでしょうか。
- 問 20 : 「未収録者一覧」に記載されている従業員本人に確認したところ、既に「個人番号等登録届」を提出したとのことだったが、改めて「個人番号等登録届」の提出が必要なのでしょうか。
- 問 21 : 同封されていた「個人番号等登録届」や「送付票」を紛失してしまったがどうすればよいですか。

- 問 22: 海外居住者（または短期在留外国人）であり個人番号を持っていませんが、どうすればよいですか。
- 問 23: 「未収録者一覧」に載っていない被保険者の住所等が変更になりました。何か手続きは必要ですか。
- 問 24: 氏名等の変更届や「個人番号等登録届」は提出期限があるのでしょうか。
- 問 25: 現在、郵送先住所（居所）を登録しており、マイナンバーの届出後も住所として住民票住所とは異なる居所等を登録したい場合はどうすればよいですか。

問1 なぜ、このような一覧を送付するのでしょうか。

(答) 日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーが結びついている厚生年金被保険者については、平成30年3月から住民票の異動情報を取得することにより氏名・住所変更届等の省略を開始しております。

マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない場合は、氏名等の変更情報が得られないため、被保険者の氏名等に変更があった際は、引き続き氏名・住所等の変更届を提出していただく必要があります。

そのため、①現在、機構においてマイナンバーと基礎年金番号が結びつけられていない被保険者をお知らせし、機構において登録されている氏名・住所等の確認を行っていただくこと、②マイナンバーが結びついていない被保険者について個人番号等登録届の提出をお願いすることを目的として「未収録者一覧」をお送りしております。

問2 昨年の「マイナンバー等確認リスト」を返送したにもかかわらず、今回の「未収録者一覧」が届いたのはなぜですか。

(答) ご提出いただいた「マイナンバー等確認リスト」において、①氏名（漢字氏名、ふり仮名又は外国籍の方のローマ字氏名）、生年月日、性別が、日本年金機構が保有している情報と住民票とで相違していた、②マイナンバーの記載がなく「マイナンバー等確認リスト」に記入された住民票住所が実際の住民票住所と相違していた、③「マイナンバー等確認リスト」に記載していただいたマイナンバーが誤っていた、等の理由により、マイナンバーと基礎年金番号が結びつけられず、平成30年6月9日時点で機構においてマイナンバーの確認ができていないためです。

つきましては、「未収録者一覧」に記載されている被保険者について、貴事業所で把握している正しい情報と、「未収録者一覧」に記載された機構に登録（届出）されている情報に相違が無いか確認していただき、相違している方について管轄の事務センターに変更の届出をお願いいたします。

あわせて、「未収録者一覧」に記載されている方へ「個人番号等登録届」の提出をご案内いただくか、事業主さまにおいて被保険者の「個人番号等登録届」を取りまとめてご提出くださるようご協力をお願いいたします。

問3 「未収録者一覧」の対象者はどのような者なのでしょうか。

(答) 平成30年6月時点においてマイナンバーと基礎年金番号が紐付いていな

い厚生年金保険被保険者を抽出しています。

なお、「未収録者一覧」に記載している基礎年金番号及び4情報は、平成30年6月9日時点の記録に基づいて作成しているため、作成日以降に提出された届書等、変更の情報が反映されていない場合がありますのでご注意ください。

問4 被扶養配偶者の収録状況も確認したいがどうすればよいですか。

(答) 今回の「未収録者一覧」及び昨年12月に送付した「マイナンバー等確認リスト」の対象は厚生年金保険被保険者のみで、被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）は対象となっていません。

なお、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）については、平成30年5月にご本人宛にお知らせいたしましたので、ご本人から氏名・住所等の変更について届出があった場合は、提出をお願いします。

問5 「未収録者一覧」に記載されているのは、一部の従業員のみとなりますが、他の従業員はなぜ記載されていないのでしょうか。

(答) 「未収録者一覧」に記載のない厚生年金保険被保険者の方については、日本年金機構において既にマイナンバー又は「個人番号非保有理由」が確認できているため、「未収録者一覧」に記載されていません。

今回お送りした「未収録者一覧」に記載されている厚生年金保険被保険者は、平成30年6月9日時点において、日本年金機構で該当するマイナンバーの確認が行えていない方となります。

問6 「未収録者一覧」に記載されている従業員は既に退職していますが、事業主が退職者の「個人番号等登録届」を提出する必要があるのでしょうか。

(答) 「未収録者一覧」に記載されている被保険者が既に退職している場合は、事業主さまが退職者の「個人番号等登録届」を提出する必要はありません。

問7 「未収録者一覧」に記載されている被保険者氏名（生年月日、性別、住所が相違している場合を含む）が相違している場合はどうすればよいですか。

(答) 【氏名、生年月日、性別に相違があった場合】  
別途、該当の変更（訂正）届及び被保険者証（全国健康保険協会管掌の被保

険者である場合)を管轄の事務センターに提出してください。

【住所に相違があった場合】

「住所」欄に記載されている住所が事業主さまで把握している住所と異なる場合、別途、住所変更届を管轄の事務センターに提出してください。

問8 先月、氏名変更届(生年月日、性別、住所の変更の場合を含む)を提出したが、なぜ、「未収録者一覧」の情報が変更されていないのでしょうか。

(答) 「未収録者一覧」は、平成30年6月9日時点の記録に基づき作成しております。そのため、既に変更届を提出されている場合であっても、平成30年6月9日以降に処理が行われた届出の情報については、「未収録者一覧」に反映されておりません。既に正しい氏名等の変更届をご提出済の場合、行き違いですので、あらためて変更届をご提出いただく必要はありません。

問9 なぜ、「未収録者一覧」に記載されている文字が■(黒塗り)となっているのでしょうか。また、記載されている文字を確認するにはどうしたらよいですか。

(答) 「未収録者一覧」を作成する際に使用した字体(フォント)に対応できなかった文字(例:「高」「崎」「濱」等)が■(黒塗り)表示となっています。そのため、■(黒塗り)表示や「高(はしご)」⇔「高(くち)」等の異字体表示となっていることをもって、氏名等の変更届をご提出いただく必要はありません。

また、記載されている文字を確認したい場合は、別途、「個人番号未収録者リスト」を送付させていただきますので、お手数ですが、そちらのリストによりご確認願います。

なお、「個人番号未収録者リスト」は、先にお送りした「未収録者一覧」と一部記載内容が異なり、確認対象者以外の方の情報が含まれています。そのため、「個人番号未収録者リスト」に確認対象者以外の方の情報が含まれている場合は、あらかじめマスキングをした上でお送りしていますので、ご了承ください。

※ 「個人番号未収録者リスト」の送付を希望される場合は、ねんきん加入者ダイヤル(Tel 0570-007-123)までお問い合わせください。(050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6837-2913まで)

問10 「未収録者一覧」を紛失(き損)してしまったので、再度送付してほしい。

(答) 今回送付しました「未収録者一覧」の作成等を新たに行うことができませ

ん。

そのため、対象者が記載されている「個人番号未収録者リスト」及び「個人番号等登録届」を送付させていただきますので、お手数ですが、「個人番号未収録者リスト」に記載されている方の「氏名」「性別」「生年月日」「住所」に相違がないかをご確認いただき、相違がある場合は、貴事業所の管轄の事務センターに該当の変更届を速やかに提出してください。

あわせて、「個人番号未収録者リスト」に記載されている被保険者の方へ「個人番号等登録届」の提出をご案内いただくか、被保険者の「個人番号等登録届」をとりまとめてご提出いただくようご協力をお願いいたします。

※ 「個人番号未収録者リスト」の送付を希望される場合は、ねんきん加入者ダイヤル（Tel 0570-007-123）までお問い合わせください。（050 から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6837-2913 まで）

問 11 再送付された「個人番号未収録者リスト」の内容は「未収録者一覧」と同じですか。

（答） 確認対象である厚生年金保険被保険者にかかる情報は同じものになりますが、「個人番号未収録者リスト」には確認対象者以外の方の情報も含まれており、当該情報はマスキングしてあります。

問 12 対象者が多いので、電子媒体で送付してほしい。

（答） 今回送付しました「未収録者一覧」は、別媒体（電子媒体）で「未収録者一覧」の作成を新たに行うことができません。大変申し訳ございませんが、「未収録者一覧」（紙媒体）によりご確認くださいようご協力をお願いいたします。

問 13 このような一覧は、今後も送付されるのでしょうか。

（答） 今後、未収録者の情報を定期的に事業主さまにお知らせする予定です。

問 14 「個人番号等登録届」は、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、「個人番号等登録届」の提出を拒否することもできるのでしょうか。（罰則はあるのでしょうか。）。

（答） 任意の協力依頼である被保険者への「個人番号等登録届」の提出勧奨や「個人番号等登録届」の取りまとめを拒否したことによる罰則等はありませんが、該当の被保険者のマイナンバーが確認できないこととなるため、氏名・

住所変更届等の省略ができず、日本年金機構においてマイナンバーが確認できるまでの間は、引き続き事業主さまからの届出等が必要となってしまいます。

事業主さまにおかれましては、事業の趣旨をご理解の上、何卒、ご協力をお願いいたします。

問 15 「個人番号等登録届」を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか。

(答) 日本年金機構では、基礎年金番号とマイナンバーが結びついている厚生年金被保険者については、平成 30 年 3 月から住民票の異動情報を取得することにより氏名・住所変更届等の省略を開始しております。そのため、該当の被保険者の「個人番号等登録届」をご提出いただけなかった場合は、氏名・住所変更届等の省略ができず、日本年金機構においてマイナンバーが確認できるまでの間は、引き続き届出が必要となります。

問 16 「個人番号等登録届」を提出することで、今後どのようなメリットがあるのでしょうか。

(答) 日本年金機構においては、基礎年金番号とマイナンバーを結びつけることにより、被保険者の氏名・住所変更届出の省略が可能となり、事業主さまの事務負担の軽減が図れるものと考えております。また、今後マイナンバーによる行政機関間の情報連携の仕組みを活用し、これまで各種申請時に必要としていた住民票などの添付書類省略を行う予定としています。

問 17 「個人番号等登録届」を提出して、情報が流出する心配はないのでしょうか。

(答) 日本年金機構は、平成 27 年に発生した不正アクセスによる情報流出事案を受けて、組織・技術・業務運営の面から情報セキュリティ対策の抜本的強化に取り組んでいます。

お客様の大切な個人情報を守るため、システム面では個人情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等の技術面の対策やルールの見直し、人的面では職員の教育研修、文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しており、お客様のマイナンバーについては、マイナンバー法に定められた公的年金の業務の範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期してまいります。

問 18 事業主が被保険者の「個人番号等登録届」を取りまとめて年金事務所等に提出することは可能ですか。

(答) 可能です。その場合のお手続きの流れは次のとおりです。

- ① 被保険者本人(または事業主さま)が「個人番号等登録届」に記入してください。
- ② 事業主さまにおいて、「個人番号等登録届」の記載内容について、被保険者本人のマイナンバーカード等により、番号法に基づく「番号確認」および「身元確認」を行ってください。なお、事業主さまに番号法に基づく確認を行っていただくため、マイナンバーカード等の添付書類は不要となります。
- ③ 「事業主 個人番号等登録届 送付票」に「個人番号等登録届」の件数、事業所整理記号及び事業所番号を記入し、「事業主記入欄」に事業主氏名等の記入・押印を行ってください(事業主さまが自ら署名する場合には、押印は省略できます)。「個人番号等登録届」を「事業主 個人番号等登録届 送付票」とともに事務センターにご提出ください(年金事務所にご提出いただいた場合も受付いたします)。

問 19 事業主に「個人番号等登録届」の取りまとめを求める行為は、どのような権限に基づいて行っているのでしょうか。

(答) 平成 29 年 10 月 16 日付で「厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令」が公布・施行され、日本年金機構は、個人番号利用事務を適切かつ円滑に処理するため、事業主に対し、被保険者等に係る個人番号(マイナンバー)その他の事項について情報の提供を求めることができるものとされたものです。

これにより、事業主さまに「個人番号等登録届」を取りまとめてご提出いただくようご協力をお願いしております。

※根拠法令：厚生年金保険法施行規則第 130 条

問 20 「未収録者一覧」に記載されている従業員本人に確認したところ、既に「個人番号等登録届」を提出したとのことだったが、改めて「個人番号等登録届」の提出が必要なのでしょうか。

(答) 今回送付した「未収録者一覧」は、平成 30 年 6 月 9 日時点の記録に基づいて作成しています。既に「個人番号等登録届」をご提出された場合、行き違いですので、改めて「個人番号等登録届」をご提出していただく必要はありません。



なお、後日提出が確認できなかった場合は、改めて「個人番号等登録届」の提出をご案内させていただくこともございますので、ご了承ください。

問 21 同封されていた「個人番号等登録届」や「送付票」を紛失してしまったがどうすればよいですか。

(答) 今回送付した「個人番号等登録届」及び「送付票」は日本年金機構HPから取得することができませんので、用紙を送付させていただきます。

なお、被保険者ご本人から直接届け出ていただく際に使用する「個人番号等登録届」については、日本年金機構のHPから取得することができます。

※ 今回送付した「個人番号等登録届」は、事業主さまが記入・提出する場合も想定していることから、日本年金機構のHPに掲載されている「個人番号等登録届」と一部記載内容が異なります。

※ 今回送付した「個人番号等登録届」及び「送付票」の送付を希望される場合は、ねんきん加入者ダイヤル (Tel. 0570-007-123) までお問い合わせください。(050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6837-2913 まで)

問 22 海外居住者（または短期在留外国人）であり個人番号を持っていませんが、どうすればよいですか。

(答) 「未収録者一覧」に記載されている被保険者が、マイナンバー制度対象外となる海外居住者、短期在留外国人である場合は、「個人番号等登録届」の「個人番号非保有理由」欄に記載されている「短期在留外国人」又は「海外居住」に☑をした上で、ご提出をお願いします。

また、氏名等に変更があった場合は、引き続き変更届のお手続きが必要です。

問 23 「未収録者一覧」に載っていない被保険者の住所等が変更になりました。何か手続きは必要ですか。

(答) 「未収録者一覧」に載っていない被保険者は、機構においてマイナンバーを収録済または「個人番号非保有理由」を確認済の方です。

- マイナンバーを収録済の方

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者については、機構においてマイナンバーを基に住民票の異動情報を取得することにより氏名・住所を更新しますので、氏名・住所変更届のお手続きは不要です。

ただし、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であっても、住民票住所ではなく居所の登録を申し出る場合は、住所変更届の提出が必要です。

- 「個人番号非保有理由」を確認済の方

海外居住者等、個人番号を有していない被保険者の氏名等に変更があった場合、引き続き変更届のお手続きが必要です。

問 24 氏名等の変更届や「個人番号等登録届」は提出期限があるのでしょうか。

(答) 氏名等の変更届は、届出が必要な場合、速やかに届書を提出してください。また、「個人番号等登録届」は、基礎年金番号とマイナンバーを結びつけることにより、被保険者の氏名・住所変更届出の省略が可能となる等のメリットがありますので、速やかに届書を提出くださるようご協力をお願いいたします。

問 25 現在、郵送先住所（居所）を登録しており、マイナンバーの届出後も住所として住民票住所とは異なる居所等を登録したい場合はどうすればよいですか。

(答) マイナンバーの届出後は住民票の異動情報により住所情報が更新されます。郵送先住所（居所）を登録していた方で、住民票の異動情報による更新を希望しない場合は、改めて住所変更届の用紙による郵送先登録の手続きが必要となります。